

福岡医発第 583 号(地)

令和 4 年 5 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度「業務改善助成金（通常コース）」について

今般、標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり情報提供がありました。

本助成金は、賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引き上げに際しての負担を軽減することにより、事業場内での最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付されるものです。

助成上限額は、賃金の引上げ額と引き上げる労働者数によって異なります。

本助成金の対象となる中小企業事業者は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金（福岡県最低賃金 870 円（令和 3 年 10 月 21 日付福岡医発第 2094 号（地）参照））の差額が 30 円以内であることに加え、出資持分のある医療機関においては、出資額が 5,000 万円以下又は常時使用する労働者の数が 100 人以下、その他の医療法人及び法人以外の医療機関（個人事業主）においては、事業場規模（労働者数）100 人以下であることが要件とされております。また、支給要件として、以下の 3 つの要件をすべて実施する必要があります。

1. 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
2. 就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払うこと
3. 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○助成金の申請・相談窓口

- ・福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

電話番号 092-411-4717（受付時間 平日9:00～17:15）

※交付申請書の提出は令和 5 年 1 月 31 日までとなっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付が締め切られる場合があります。

- ・業務改善助成金コールセンター

電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 334 号（医経）

令和 4 年 5 月 9 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

（公印省略）

令和 4 年度「業務改善助成金（通常コース）」について（情報提供）

令和 4 年度「業務改善助成金（通常コース）」について情報提供申し上げます。
本助成金は、賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引き上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付されるものです。

助成上限額は、賃金の引上げ額と引き上げる労働者数によって異なります。

本助成金の対象となる中小企業事業者は、医療機関においては、出資額が 5,000 万円以下又は常時使用する労働者の数が 100 人以下、また対象となる事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内、事業場規模（労働者数）100 人以下であることが要件となっています。

その他の要件や助成金の詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

交付申請書の提出は令和 5 年 1 月 31 日までとなっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

助成金の申請・相談窓口は、都道府県労働局となります。

なお、下記の業務改善助成金コールセンターもご活用ください。

<業務改善助成金コールセンター>

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日 8:30～17:15）

【添付資料】

- ・リーフレット
- ・業務改善助成金について（厚生労働省資料）
- ・申請マニュアル

※本助成金に関する資料は、厚生労働省の下記サイトに掲載されています。交付申請書（Word ファイル）、交付要綱、業務改善助成金申請のための簡易チェックシート（賃金関係）等は下記サイトよりダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyoushi/shienjigyoku/03.html

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

申請期限: 令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(2) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金900円以上】(2) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(3)
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】(2) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(3)
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		【事業場内最低賃金900円以上】(2) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(3)
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

- (1) 10人以上の上限額区分は、以下の 又は のいずれかに該当する事業場が対象となります。
賃金要件: 事業場内最低賃金900円未満の事業場
生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
- (2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)
- (3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日8:30～17:15）

申請先

助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・
機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

さらなる工夫
売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善助成金について

厚生労働省 労働基準局 賃金課



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金

—最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策—

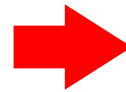
⇒ 中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度です。

業務改善助成金 平成23年度～運営（令和4年1月～「特例コース」も新設）

賃金引上げ



設備投資、
コンサル等



設備投資等に要した費用の一部が
助成されます。

助成対象
となる
措置の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

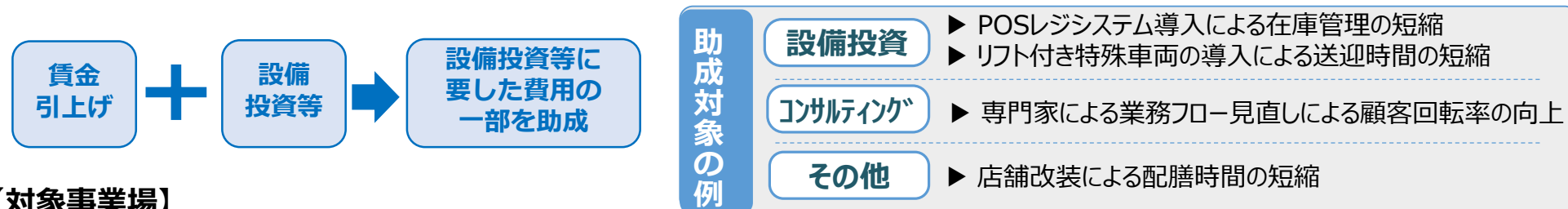
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

人材育成・
教育訓練

- ▶ 外部講師等による研修等によるスキルアップと業務の効率化

令和4年度業務改善助成金（通常コース）の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 中小企業小規模事業場かつ事業場規模100人以下

【助成率】 3/4（4/5）

- ※ 生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）
- ※（ ）内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

【支給要件】

以下の3つの要件をすべて実施する必要があります

- 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- 就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(※1)	120万円	180万円	300万円	600万円

※1 コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して30%減）又は事業場内最賃900未満の場合のみ対象

業務改善助成金の手続きの流れ（通常コース）

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書には以下の計画を添付する。
 - ①業務改善計画の策定（設備・器具の導入等）
 - ②賃金引上計画の策定（事業場内最低賃金を一定額以上引上げ）
- ・申請書を労働局へ提出する。

労働局

審査、交付決定 （1か月程度）

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施 （1～3か月程度）

- 事業主が計画に基づき、
- ①業務改善（設備導入等）
 - ②助成対象経費の支払い
 - ③賃金引上げ（注）を実施する。
※ 3月末までに計画を完了する必要あり。
- （注）賃金引上げは、申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出 （提出期限：計画完了後1か月 又は4/10のいずれか早い日）

- ・実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②助成対象経費の支払い結果
 - ③賃金引上げ状況
- ・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定 （20日程度）

労働局において実績報告書の審査※を行い、助成金の金額を確定する。
※①業務改善（設備導入等）及び費用額の確認
②賃金引上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出

事業場の規模等（中小企業事業者 かつ 100人以下）

○企業としては中小企業事業者（中小企業基本法の定義を準用）

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

かつ

○事業場の規模100人以下

医療法人の皆さまへ

医療法人に関する中小企業の範囲について

医療法人に関する中小企業の範囲は、以下のとおりです。

① 出資持分のある医療法人

下記のどちらかに当てはまる場合は、中小企業に該当します。

- 出資の総額が **5,000万円以下**
- 常時使用する労働者数が **100人以下**

② その他の医療法人

- 常時使用する労働者数で判断します。
- 常時使用する労働者数が **100人以下**である場合は、
中小企業に該当します。

(注) 業務改善助成金は、法人以外の医療機関（個人事業者）も対象となります。
個人事業者の場合は、「常時使用する企業全体の労働者数」で判断します。

平成18年の医療法改正（施行日：平成19年4月1日）で、医療法人は出資持分のない形態が原則であるとされました。そのことを受けて、医療法人は、労働基準法の適用において、出資金の概念のない法人として取り扱ってきました。

しかし、この度、同法改正において経過措置として存続を認められている出資持分のある医療法人が、依然として医療法人全体の約7割を占めており、今後も、当分の間、一定数の医療法人が出資持分のある医療法人として存続することが見込まれることから、今後は上記の取り扱いとすることにしました。

なお、これによって、過去の取り扱いを変更するものではありません。

（平成31年4月25日付け労働基準局事務連絡より）

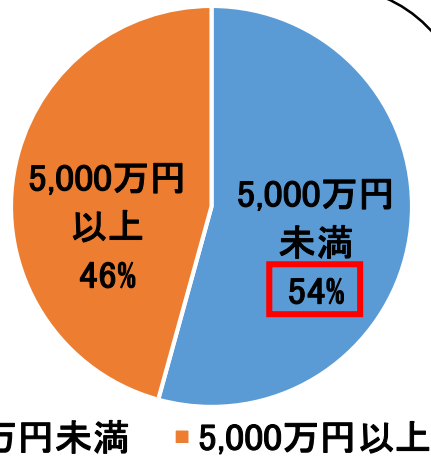
病院・一般診療所における「中小事業主の事業」の割合

○病院等医療業を営む事業主のうち労働基準法37条に規定する「中小事業主」とは、企業（法人）単位でみて、①資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、または、②常時使用する従業員の数が100人以下の場合をいう。

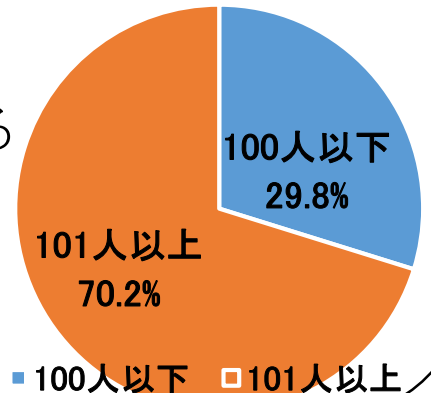
○時間外労働の上限規制に係る改正労働基準法の施行が1年猶予される「中小企業事業主」についても同様の定義となることが見込まれるが、その割合は民間病院では5割程度と見込まれる。

病院

出資の総額
N=630

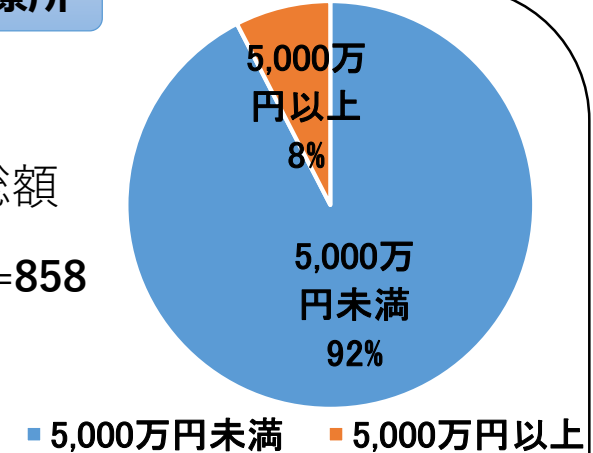


常時使用する
従業員の数
N=5,844

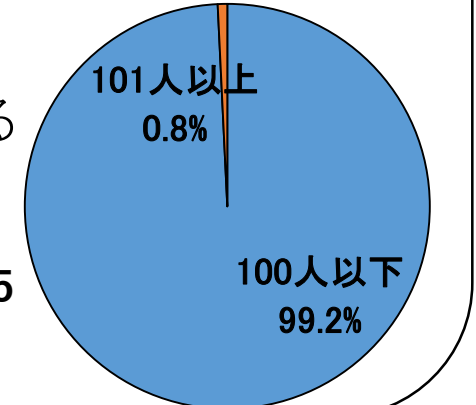


一般診療所

出資の総額
N=858



常時使用する
従業員の数
N=77,185



業務改善助成金の執行状況（令和元年度～令和 3 年度）

	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (速報値)
予算現額 (※)	13.3 億円	11.3億円	20.8億円	23.1億円
申請受付 件数	995件	673件	805件	4,739件
交付決定 件数	870件	542件	626件	3,822件
執行額	5.3 億円	3.0億円	6.6億円	31.1億円 (※今後増加する予定)

※ 予算現額は業務改善助成金のみの予算(事業ではない)であり、当初予算、繰越予算、補正予算を足し引きしている。

支給対象となる「生産性向上等に資する設備投資等」について

- **業務改善助成金**の支給対象となる「生産性向上等に資する設備投資等」については、“**生産性の向上、労働能率の増進に資するもの**”という要件があり、これを満たす必要がある。
- 制度の運用においては、生産性向上等の要件該当性の判断について、“**設備機器やコンサルティングの導入等や教育訓練により、何らかの生産性向上が認められる場合**”は、幅広く支給対象となるものとして整理。

事例1 ベッド数の増加等による業務フローの見直しとPOSシステムの導入による業務効率化と来院者数の増加

【所在地】静岡県 【従業員数】3人
 【事業の種類】接骨院
 【課題と対応】来院者数の増加が課題であったため、受付・精算時間の短縮や施術可能人数の拡大を検討していた。

来院者の受付・精算や施術に時間がかかっていました。また、有資格者数や受入設備数の制約により、来院者を待たせしてしまうことも度々ありました。そこで、助成金を活用してコンサルタントによる業務フローの見直しとPOSシステムを導入しました。

業務効率化を図って、来院者数を増加させたい



施設職員全員を対象に、毎朝の朝礼や月2回のミーティングを行い、コストダウンの意識付けを行っている。

● 来院者情報をバーコード管理することによる受付・精算にかかる時間の短縮と、ベッド数の増加、柔道整復師（有資格者）の増加、治療内容の時間配分の調整等の業務フロー見直しにより、施術可能人数が増大したことで、来院者数が増加した。

● 受付・精算や施術にかかる時間の短縮と来院者の受入れ体制の改善を行ったことによって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のポイント

コンサルタントによる業務フローの見直しとPOSシステムを導入したことで、業務の効率化と来院者数の増加につながった。

支給対象と認められた設備投資等の例

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

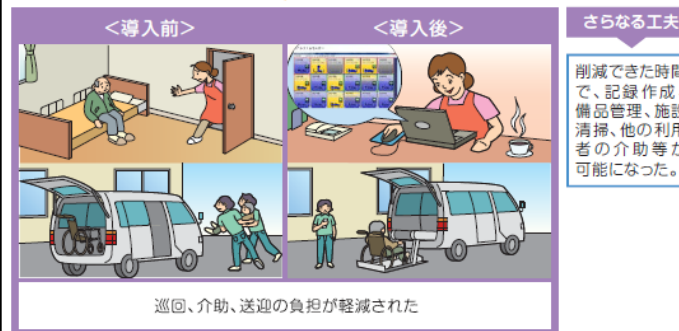
課題と対応

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）



さらなる工夫

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

（注）同一の設備機器等に対して、国又は地方公共団体から、別の補助金その他の交付を受けている場合は、助成の対象とはなりません。

業務改善助成金 業種別設備導入事例

導入事例	ハード面		ソフト面	
	業種を問わず導入されるもの	業種特有のもの	システム関係	人材育成その他業種特有のもの
宿泊業 飲食サービス業	・POSレジ ・洗浄機 ・包装機	・冷凍冷蔵庫 ・食券機 ・調理器具	・顧客管理システム ・給与システム ・オーダーシステム	・既存設備の増設（レイアウト変更）
卸売業・小売業	・POSレジ ・フォークリフト ・包装機	・冷凍冷蔵庫 ・調理器具 ・精米機	・顧客管理システム ・受発注機能付ホームページ	・人材育成 ・コンサルタント
生活関連サービス業・娯楽業	・POSレジ ・洗浄機 ・包装機	・美容器具 ・シャンプーユニット ・洗濯・乾燥機	・顧客管理システム ・経営ソフト ・オーダーシステム	・人材育成
製造業	・フォークリフト ・洗浄機 ・包装機	・冷凍冷蔵庫 ・調理器具 ・ミシン	・顧客管理システム ・原価管理システム	・既存設備の増設（レイアウト変更）
医療・福祉	・POSレジ ・洗浄機	・福祉車両 ・歯科用チェアユニット ・施術・医療ベッド	・受発注機能付ホームページ ・診療予約システム	・既存設備の増設（レイアウト変更） ・登園降園受付管理システム
運輸業	・フォークリフト ・洗浄機	・特種用途自動車（運搬用冷凍車）	・顧客管理システム ・経営管理システム	・配車システム（トラック・タクシー）

福祉車両

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	助成金支給額	1台当たりの総事業費
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	70万円～ 200万円	120万円～350万円程度
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	70万円～ 200万円	130万円～310万円程度
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	100万円	280万円～400万円程度

※「助成上限額200万円のコース」における実績。

施術ベッド・医療ベッド類

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	助成金支給額	1台当たりの総事業費
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	20万円～ 140万円	25万円～200万円程 度
ウォーターベッド型マッ サージ器	通所介護事業 整骨院	70万円～ 150万円	100万円～200万円 程度

※「助成上限額200万円のコース」における実績。

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	助成金 支給額	1台当たりの総事 業費
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	15万円～ 200万円	20万円～550万円 程度
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	100万円～ 200万円	300万円～1400万 円程度
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサー ビス	50万円～ 150万円	65万円～220万円 程度

※「助成上限額200万円のコース」における実績。

業務改善助成金の申請方法や記載例等について

○ 業務改善助成金（通常コース）の概要と申請方法の解説動画

業務改善助成金の概要を動画でチェック！

業務改善助成金の概要や申請方法について動画でご紹介しています。

業務改善助成金について詳しくはコチラ

業務改善助成金の概要編

① 業務改善助成金のご案内その1 業務改善助成金とは？

最大600万円を助成

業務改善助成金

中小企業・小規模事業のみならず
業務改善助成金をご存知ですか？

厚生労働省

見る YouTube

業務改善助成金の申請方法編

② 業務改善助成金のご案内その2 業務改善助成金とは？

最大600万円を助成

業務改善助成金

中小企業・小規模事業のみならず
業務改善助成金をご存知ですか？

厚生労働省

見る YouTube

○ 交付申請書等の書き方の例

業務改善助成金特例コース
交付申請書等の書き方と留意事項について

交付申請書（交付要綱様式第1号） 1/2

業務改善助成金特例コースの交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第1号）に記載の書類（2ページ参照）を添えて、事業実施年度の別途定める日（令和4年3月31日）までに所轄労働局長に同申請書を提出しなければなりません。申請後に、所轄労働局から「交付決定」又は「不交付決定」の通知があります。交付決定の通知を受け取る前に業務改善計画の実施及び助成対象経費を支出した場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

なお、申請にあたっては、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、賃金を30円以上引き上げていることが必要となります。

様式第1号

令和〇年〇月〇日

●●労働局長 殿

住 所 ●●市▲▲区●●町0-0-0 ①

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店 ②

代表者職氏名 代表取締役 厚田太郎 ②

（代理人の場合）

住 所

事業場名

代理人氏名

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）
交付申請書

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 675,000円 ③

2 事業の目的及び内容 業務改善事業として、POSレジシステムの導入、レジカウンター
の増設等を行う。 ④

⑤ 別紙1（3ページ参照）の「国庫補助金所要額調査」の②「1 国庫補助所要額」を記入してください。

⑥ 業務改善計画の概要を記入してください。

<特例コース>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/0008784>

<通常コース>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/00063610>

0.pdf

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/movie.html>

日本政策金融公庫による融資の貸付対象拡充

【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）の貸付対象を拡充し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用可能（自己負担分のための融資や助成金受領までのつなぎ融資も可能）

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引上げる者
資金使途	設備資金及び（長期）運転資金
貸付利率	特別利率① ※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。 ※ 基準利率は中小企業事業1.06%、国民生活事業2.06～2.55% （令和3年12月1日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。）
貸付限度額	中小企業事業：7億2000万円（うち長期運転資金2億5000万円）（※） （※）特別利率①の限度額：2億7000万円 国民生活事業：7200万円（うち運転資金4800万円）
貸付期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） （長期）運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、同様に拡充され、事業場内最低賃金を2%以上引上げる者について特別利率の適用対象とされている。

業務改善助成金に関するお問い合わせ先一覧

※令和4年1月現在

都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号	都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部 企画課	011-788-7874	滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651	京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010	大阪府	雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844	兵庫県	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684	奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228	和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170
福島県	雇用環境・均等室 企画調整・助成金係	024-536-2777	鳥取県	雇用環境・均等室 企画担当	0857-29-1701
茨城県	雇用環境・均等室 助成金係	029-277-8294	島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795	岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739	広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210	山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390
千葉県	雇用環境・均等室	043-306-1860	徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718
東京都	雇用環境・均等部 企画課	03-6893-1100	香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924
神奈川県	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357	愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3527	高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041
富山県	雇用環境・均等室 企画	076-432-2740	福岡県	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4763
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429	佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
福井県	雇用環境・均等室 助成金係	0776-22-0221	長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851	熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560	大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550	宮崎県	雇用環境・均等室 企画班	0985-38-8821
静岡県	雇用環境・均等室 企画	054-252-5310	鹿児島県	雇用環境・均等室（企画担当）	099-222-8446
愛知県	雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）	052-857-0313	沖縄県	雇用環境・均等室（助成金関係）	098-868-4403
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978			

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
(業務改善助成金)
通常コース

申請マニュアル

厚生労働省労働基準局賃金課

2022.4

目次

業務改善助成金（通常コース）の概要

1 通常コースの概要	3
2 支給対象となる取組	3
3 対象となる事業主	3
4 助成額	3
5 不交付要件	5
6 対象となる経費	6

業務改善助成金の申請手続き

1 助成金交付申請書の提出等	7
----------------	---

その他

1 消費税仕入控除税額について	8
2 通常コースの特例について	8
3 申請書類等の提出先	9

業務改善助成金（通常コース）の概要

1 通常コースの概要

業務改善助成金は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、通常コースでは、「事業場内で最も低い賃金」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

2 支給対象となる取組（交付要綱第4条第1項及び第2項）

）賃金引上げ計画を策定すること

雇入れ後3月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間当たりの賃金額（以下、「事業場内最低賃金」という。）を表2のコース区分毎に定められた引上げ額以上に引き上げるとともに、就業規則等でその引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

）生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること。

3 対象となる事業場（交付要綱第2条及び別表第1）

）表1で定めるいずれかに該当する中小企業事業者であること。

）日本国内の事業場で所属する労働者が100人以下であること。

）事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること。

【表1：中小企業の定義】

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

資本金の額又は出資の総額、常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

4 助成額（交付要綱第4条第1項～第4項、別表第1～第3）

上記2の、の要件を満たした場合に、で要した費用に表2で定める助成率を乗じた額又は表2の人数に応じてで定める上限額のいずれか低い額を支給します。

次の特例事業者該当する場合、賃金引上げ労働者数10人以上の助成上限区分を適用することができます。

- ・事業場内最低賃金が900円未満の事業場
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（生産指標）の最近3か月間の平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者

(p 8 「 その他 」 「 2 特例について 」 参照)

【表 2 : 助成額の概要】

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成率
30 円コース	30 円以上	1 人	3 0 万円	【事業場内最低賃金 900 円未満】 4 / 5 生産性要件を 満たした場合は 9 / 1 0 【事業場内最低賃金 900 円以上】 3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5
		2 ~ 3 人	5 0 万円	
		4 ~ 6 人	7 0 万円	
		7 人以上	1 0 0 万円	
45 円コース	45 円以上	1 人	4 5 万円	
		2 ~ 3 人	7 0 万円	
		4 ~ 6 人	1 0 0 万円	
		7 人以上	1 5 0 万円	
60 円コース	60 円以上	1 人	6 0 万円	
		2 ~ 3 人	9 0 万円	
		4 ~ 6 人	1 5 0 万円	
		7 人以上	2 3 0 万円	
90 円コース	90 円以上	1 人	9 0 万円	
		2 ~ 3 人	1 5 0 万円	
		4 ~ 6 人	2 7 0 万円	
		7 人以上	4 5 0 万円	

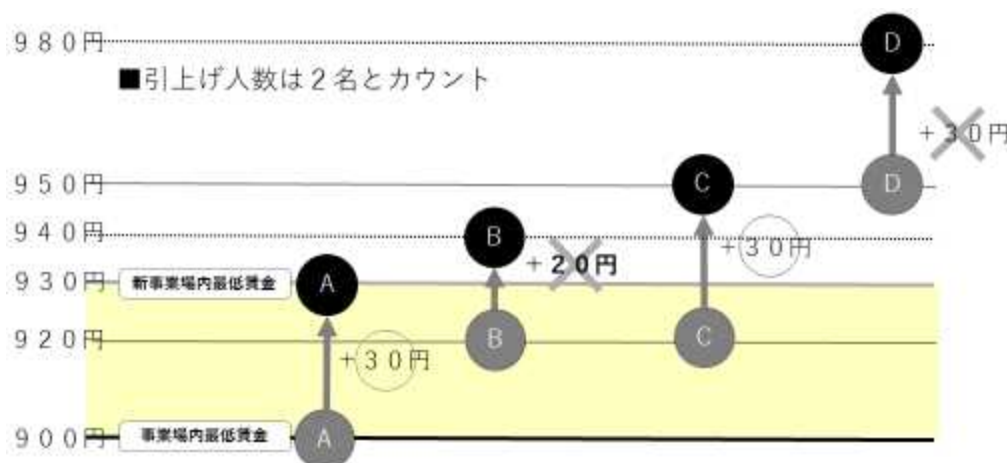
特例事業者が適用できる賃金引き上げ労働者数 10 人以上の助成上限額区分については、p 8 の 2 をご覧ください。

(1) 事業場内最低賃金の引き上げ

- ）全ての労働者を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。
- ）引き上げる労働者数に応じて助成上限額が変動します。(表 2)
- ）事業場内最低賃金の者以外にも申請コース額以上に引き上げた場合は引上げ人数にカウントします。

< 例 : 事業場内最低賃金 9 0 0 円、3 0 円コースの場合 >

全労働者の賃金を 9 3 0 円以上へ引き上げる必要がある。



A : 引上げ人数としてカウント

B・C :
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コース額（30円）以上引き上げている Cのみ 対象

D : 既に新事業場内最低賃金より高いので、30円以上引き上げてもカウントしない。

30 円コース、2 名引上げとなるため、助成上限額は 5 0 万円である。

○事業場内最低賃金等の計算方法について

日給の場合：1日の所定労働時間で、賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。

月給の場合：1ヶ月の所定労働時間で賃金額を除算して時間あたりの賃金額を算定します。

歩合給を含む場合：歩合給については、申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の合計額を、その間の総実労働時間で除し、除した額に、固定給の時間当たりの額を加えて算定します。

以下の手当は最低賃金に算入しません。

臨時に支払われる賃金、1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働・深夜労働（22時から5時までの労働）に対する割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

（2）助成率

）引き上げ前の事業場内最低賃金 900 円以上の場合 3 / 4 （ 4 / 5 ）

）引き上げ前の事業場内最低賃金 900 円未満の場合 4 / 5 （ 9 / 10 ）

（ ）内は生産性要件を満たした場合の助成率。

生産性要件：

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、6%以上伸びている場合又は1%以上（6%未満）伸びている場合をいいます。1%以上（6%未満）の場合は、金融機関から一定の事業性評価」を得ている必要があります。

5 不交付要件（交付要綱第4条第5項）

以下に該当する場合は、交付の対象となりません。

申請前3月及び賃金の引上げを行ってから6月を経過するまでの間に、

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

過年度に業務改善助成金の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合

申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から支払請求を行った日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合

申請書及び事業実績報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合

事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合

事業主等又は事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合

申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に定める徴収金を滞納している場合

申請手続又は支払請求手続の時点で倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)している場合

不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合など

6 対象となる経費(交付要領別紙4)

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等であって、表3に区分される経費

【表3：経費区分】

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費
--

【参考：対象となる設備投資の一例】

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

以下の経費は対象となりませんので、ご注意ください

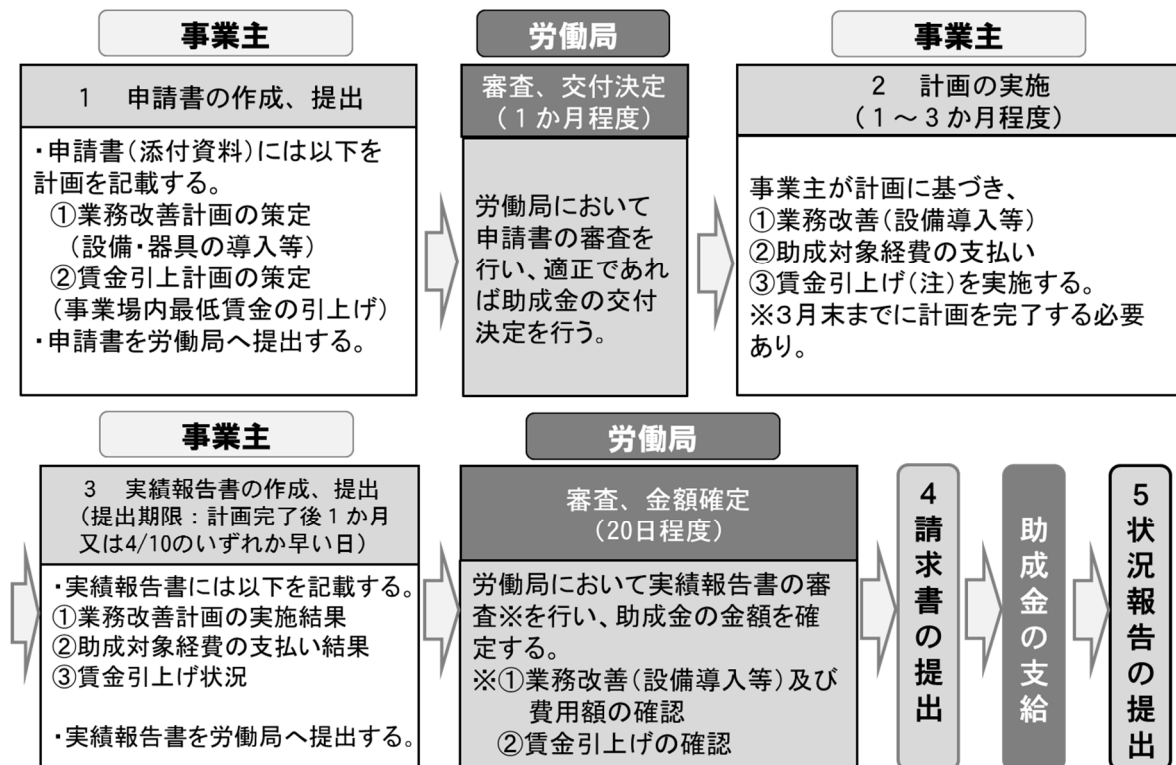
- 単なる経費削減を目的とした経費((例)LED電球への交換等)
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費((例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)
- 通常の事業活動に伴う経費((例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)
- 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- 交付決定日以前に導入又は実施した経費
- 申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないもの

○経費の算出が適正でないもの

など

業務改善助成金の申請手続き

【手続きフローチャート】



1 助成金交付申請書の提出

業務改善計画(設備投資などの実施計画)と賃金引上計画(事業場内最低賃金の引上計画)を記載した交付申請書(様式第1号)を作成し、都道府県労働局に提出する。

添付書類：

国庫補助金所要額調書(別紙1)、事業実施計画書(別紙2)、助成対象経費の見積書(原則2社以上)、申請前3月分の賃金台帳の写し など

2 業務改善計画と賃金引上計画の実施

労働局からの交付決定通知後、業務改善計画に基づき、設備投資等を行う。

なお、申請書(別紙1、別紙2を含む)の内容が変更となる場合は、予め計画変更申請書(様式第3号)を所轄労働局長に提出し、承認を受ける必要があります。

3 事業実績報告書の提出

業務改善計画の実施結果と賃金引上げ状況を記載した事業実績報告書(様式第9号)を作成し、都道府県労働局に提出する。

添付書類：賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し、導入した設備投資等に関する書類(納品書、写真等)、経費の支出に関する書類(請求書、領収書、費用の振込みが確認できるもの等)

4 助成金の支払い

助成金額の確定通知を受けた事業主は、支払請求書(様式第13号)を提出する。

5 状況報告の提出

助成金支給後、状況報告(様式第8号)の提出により、5 不交付要件 について確認します。

添付書類：賃金を引き上げてから支払請求手続を行った日の前日又は賃金を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までに解雇等があると報告された当該労働者及び賃金引上計画に基づいて賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し

注1：交付申請書を都道府県労働局に提出する前に設備投資等や事業場内最低賃金の引上げを実施した場合は、対象となりません。

注2：事業場内最低賃金の引上げは、交付申請書の提出後から事業完了期日までであれば、いつ実施しても構いません。

注3：設備投資等は、交付決定通知後に行う必要があります。

詳細は別添の申請書等記載例をご確認ください。

その他

1 消費税仕入控除税額について（交付要綱第14条関係）

（1）助成対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の助成金申請額の算定段階において、消費税額は助成対象経費から除外して助成金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、以下に掲げる事業主については、改善事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとします。

免税事業者である事業主

消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）事業主

消費税法別表第3に掲げる法人の事業主

自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業主

（2）消費税額を含めて交付決定がなされた場合

交付決定で消費税額を含めて交付決定がなされた後、支給申請時に消費税仕入控除税額が明らかな場合には、消費税額を減額して報告頂くようお願いいたします。

（3）消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

消費税額を含めて助成金を受給した事業主においては、消費税額の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第11号）を速やかに提出してください。

具体的な作成のポイントについては、別添の申請書等記載例を参照してください。

2 通常コースの特例について（交付要綱第4条第4項関係）

（1）特例事業者の要件

）賃金要件

事業場内最低賃金が900円未満の事業場が該当する。

交付申請書（様式第1号）の記載内容により、判断しますので、追加資料の提出はありません。

）生産量要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）の最近3か月間の平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少している事

業者が該当する。（「事業活動の状況に関する申出書」により該当の有無を確認します。）

本要件に該当する場合であっても、(2)の 上限額及び 対象経費のいずれの特例も適用する必要がなければ、申出書を提出する必要はありません。

(2) 特例措置の内容

助成上限額の特例

上記 (1) のいずれかの要件に該当する場合、表 4 の上限額区分を適用することができます。

【表 4：特例事業者に該当する場合の上限額】

特例事業者に該当する場合の上限額		
	引上げ労働者数	上限額
30 円コース	10 人以上	120 万円
45 円コース		180 万円
60 円コース		300 万円
90 円コース		600 万円

対象経費の特例

(1) 特例事業者のうち、) 生産量要件に該当する場合に限り、以下の設備投資に係る費用を助成対象とすることができます。

- ・乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末及び周辺機器（新規購入に限る。）

3 業務改善助成金の申請窓口

都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号	都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部 企画課	011-788-7874	滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651	京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010	大阪府	雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844	兵庫県	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684	奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228	和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170
福島県	雇用環境・均等室 企画調整・助成金係	024-536-2777	鳥取県	雇用環境・均等室 企画担当	0857-29-1701
茨城県	雇用環境・均等室 助成金係	029-277-8294	島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795	岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739	広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210	山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390
千葉県	雇用環境・均等室	043-221-2307	徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718
東京都	雇用環境・均等部 企画課	03-6893-1100	香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924
神奈川県	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357	愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3528	高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041
富山県	雇用環境・均等室 企画	076-432-2740	福岡県	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429	佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
福井県	雇用環境・均等室 助成金係	0776-22-0221	長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851	熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560	大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550	宮崎県	雇用環境・均等室 企画班	0985-38-8821
静岡県	雇用環境・均等室 企画	054-252-5310	鹿児島県	雇用環境・均等室 (企画担当)	099-222-8446
愛知県	雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)	052-857-0313	沖縄県	雇用環境・均等室 (助成金関係)	098-868-4403
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978			